

誓約書

令和 年 月 日

長野市長 加藤 久雄 様

住 所
(所在地)

氏 名 印
(商号名称及び代表者氏名)

長野市が実施する市有財産売却にかかる一般競争入札への参加申込みにあたり、下記の事項を誓約します。これらが事実と相違することが判明した場合には当該事実に関して貴職が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項の規定に該当しておりません。
- 2 過去 2 年間、地方自治法施行令第 167条の 4 第 2 項各号の規定に該当したことはありません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。
また、これら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有しておりません。
- 4 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者ではありません。
- 5 暴力団及び暴力団員の依頼を受けて入札に参加及び応募しようとするものではありません。
- 6 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃借いたしません。
- 7 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれら団体に属しておりません。
- 8 契約条件及び売払案内書等すべて承知の上、申請しますので後日これらの事柄について長野市に対し一切の異議、苦情を申し立ていたしません。
- 9 当方の提出した書類から確認できる個人情報をお貴職が長野中央警察署又は長野南警察署に提供することに同意します。

10 貴職から求めがあれば、当方の役員等名簿（生年月日を含む）を提出し、これらの書類から確認できる個人情報をご職が長野中央警察署又は長野南警察署に提供することに同意します。

<関係法令>

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）より抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくして契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日号外法律第77号）より抜粋

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

長野市暴力団排除条例（平成26年9月30日長野市条例第40号）より抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号及び第5号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他市の事務又は事業（以下この条において「市の事務事業」という。）により暴力団を利することとならないように、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものとして市長が別に定める者（以下この条において「暴力団関係者」という。）を市が実施する入札に参加させないことその他必要な措置を講ずるものとする。